

# 株 主 各 位

神戸市灘区灘北通十丁目1番14号



代表取締役社長 畑 中 浩

## 第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年6月26日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区豊崎三丁目9番1号  
ホテルサンルート梅田 本館2階「陽光の間」  
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第64期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）事業報告  
及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社のウェブサイト (<http://www.itoyogyo.co.jp/>) に掲載させていただきます。

# 事 業 報 告

(自 平成24年4月1日)  
(至 平成25年3月31日)

## 1. 株式会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要等を背景に緩やかな景気回復の動きが見られたものの、世界景気の減速等を背景として弱めの動きとなり、領土・領海問題が緊迫化するなどの多くの懸念材料により先行きが不透明な状況で推移いたしました。しかしながら、平成24年12月の政権交代により、景気・経済対策へ期待が高まり株価が上昇するなど、景気回復への期待が徐々に高まってまいりました。

当社の関連する業界におきましては、東日本大震災後、公共事業関係費が復興、防災関連に優先配分されておりましたが、国土交通省の平成24年度道路関係予算において復興、防災関連以外の取組みとして「交通安全対策」「無電柱化の推進」「道路構造物の長寿命化」などの基本方針が掲げられており、さらに政権交代後の緊急経済対策に基づく大型補正予算により公共事業の増大が見込まれております。このような中、将来に対する国の方針に沿った事業、国民の理解が十分に得られる事業に重点投資されていく流れが強まると思われまます。また、民間市場におきましても、大手企業を中心に「新たな環境への取組み」が必要となっており、当社製商品が関連する事業に対する需要は拡大する状況にあると思われまます。

このような状況の中で、当社は中期ビジョンとして「自ら需要をつくれる企業」、単年度においては「需要環境に柔軟に対応できる企業」を目指す中、「攻守」の「攻」に重きを置いた「攻守交代一守る為の変革から攻める為の行動へ」を当事業年度の経営方針として掲げ、事業を推進いたしました。

製商品に関しましては、交通事故対策ともなる自転車通行の優位性強化製品である「ライン導水ブロック」等の進化とともに、中期ビジョンの核となる無電柱化対策製品「D. D. BOX」の開発及び発売、そして民間市場における環境対策商品である「ヒュームセプター」や「ドルフィンウォーターケア」の販売促進など、独自性・優位性をさらに高めた製商品の提供に尽力いたしました。生産面におきましては、稼働効率、収益性及び品質の更なる向上を図るため、加西工場及び多紀製造所における生産管理体制の強化に注力いたしました。

また、新事業チャンネルとして「開発営業部」を設置し、独占販売権を取得している海外商材の国内民間企業向け販売、自社技術の海外輸出、さらにネットビジネスについてのマーケティングも含めた「販売のための仕組みづくり」の強化を進めてまいりました。あわせて、ネットビジネス開始に伴う新たな顧客取得など「自ら需要をつくれる企業」として今まで以上に収益構造の安定に取り組んでまいりました。

当事業年度における具体的諸施策は、次のとおりであります。

- ① 新事業チャンネルの早期構築
- ② 既存チャンネルでの集中営業
- ③ 開発業務の徹底強化
- ④ 柔軟な生産体制の確立と実施
- ⑤ 保有不動産の有効活用
- ⑥ 社内規程の見直しと改善
- ⑦ 社内体制強化の継続

これらの事業活動の結果、当事業年度の売上高は23億91百万円（前事業年度比10.8%増）となりました。損益面につきましては、営業利益は36百万円（前事業年度比103.3%増）、経常利益は43百万円（前事業年度比126.8%増）、当期純利益は32百万円（前事業年度比64.1%増）となりました。なお、社葬関連費用として6百万円を特別損失に計上しております。

## (2) 設備投資等の状況

当事業年度中の設備投資の主なものは、「ライン導水ブロック」「台付管」等製造用の型枠や機械装置等への新規設備投資及び更新、工場内の舗装工事であり、その総額は38百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、政府の経済対策、金融政策の効果に加え、世界経済の緩やかな持ち直しが期待されており、わが国経済は緩やかに回復していくものと見込まれます。

当社の関連する業界におきましては、公共投資が各種経済対策の効果により引き続き増加傾向をたどるとともに、設備投資も防災・エネルギー関連の投資を中心に、緩やかな増加基調をたどるものと思われま

このような環境の中、当社は社是の下、中期ビジョンの実現に向け、公共事業だけでなく民間市場や海外市場にも積極的に参入することで下期偏重となっている収益構造の改善を図るとともに、永続企業に必要な「持続可能な収益モデル」を早期に確立してまいります。平成25年度はその目的達成及び今後見込まれる業界内の競争激化へ対応するため、「攻守」の「攻」にさらに重きを置き、営業力の強化、各種投資等を積極的に行ってまいります。また、従来より進めております「販売のための仕組みづくり」の強化を継続するとともに、当社のブランド力を活かした営業活動、知的財産権を活用した製商品開発など、当社が持つ補完資産の更なる有効活用にも注力してまいります。

具体的な対処策は、次のとおりであります。

- ① 持続可能な収益モデルの構築
- ② 開発業務と新事業チャンネルの共同推進
- ③ 既存チャンネルでの営業強化
- ④ 新製品販売への認識共有とスピード化
- ⑤ 新たな生産体制の確立と各部門との連携強化
- ⑥ 保有資産の有効活用の強化
- ⑦ 社内体制強化の継続

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 61 期 平成22年 3 月期	第 62 期 平成23年 3 月期	第 63 期 平成24年 3 月期	第64期(当期) 平成25年 3 月期
売 上 高 (千円)	2,476,574	2,341,539	2,159,399	2,391,744
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△119,511	△20,285	19,392	43,979
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	51,674	△60,589	19,710	32,349
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	17.13	△20.20	6.60	10.84
総 資 産 (千円)	3,957,645	3,964,154	3,867,423	3,907,137
純 資 産 (千円)	3,131,537	3,064,946	3,070,516	3,096,901

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数(自己株式控除後)により算出しております。なお、自己株式数に関する事項につきまして、後述の「2. 会社の株式に関する事項」に記載しております。

2. 第61期は、個人消費の低迷、設備投資の抑制など厳しい状況が続いており、売上高は第60期を5.4%下回っておりますが、利益面では原価低減・販売管理費削減により、大幅に改善しております。

第62期は、不安定な政治状況の下、公共事業においては事業費の更なる抑制による需要の減少が続いており、売上高は第61期を5.5%下回っておりますが、独自性・優位性のある製商品の開発により、他社との差別化を図るとともに販売管理費及び製造原価の削減に注力し、収益構造の改善に取り組んだ結果、利益面では営業損失・経常損失の大幅改善となっております。

第63期は、平成23年度補正予算の効果も限定的となり、道路・下水等の復興関連需要の増加に至らず売上高は第62期を7.8%下回っておりますが、「攻・守」を明確にした経営を強化し、収益構造の改善に取り組んだ結果、利益面では営業利益・経常利益・当期純利益を計上し、大幅な改善となっております。

第64期（当期）の状況につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

#### (6) 重要な子会社の状況

特記すべき事項はありません。

#### (7) 主要な事業内容

	主 要 製 品 等
コンクリート製品関連	道路関連製品、パイコンパイプ、パイコンマンホール、ゴムジョイント、環境関連商品等
建築設備機器関連	空調設備を中心とする建築設備関連機器の販売・施工、メンテナンス
不動産関連	賃貸用マンション・駐車場等の賃貸、管理

- (注) コンクリート製品の成形方法として、水セメント比の小さな生コンクリートを、高周波の振動（パイブレーション）と成形終盤の圧縮力（コンプレッション）により強固に締め固め、成形終了後、即時に脱型する製法をパイコン製法と言います。当社のコンクリート製品は、このパイコン製法により製造しているため、主力製品であるパイプ・マンホール等については「パイコン」の名を冠しております。

#### (8) 主要な営業所及び工場

- ① 本 店 神戸市灘区灘北通十丁目1番14号
- ② 営業所及び工場

大 阪 本 部	大阪市北区	加 西 工 場	兵庫県加西市
大 阪 営 業 所	大阪市北区	多 紀 製 造 所	兵庫県篠山市
東 京 支 店	東京都中央区		
神 戸 営 業 所	神戸市灘区		
岡 山 営 業 所	岡山県瀬戸内市		

- (注) 平成24年4月1日 岡山製造所を加西工場及び多紀製造所に統合いたしました。

### (9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
112名	△9名	41.4歳	12.5年

- (注) 1. 上記従業員数は就業人員数であり、臨時従業員（1名）は含まれておりません。  
 2. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ小数点第2位を四捨五入して表示しております。

### (10) 主要な借入先

特記すべき事項はありません。

### (11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 14,270,000株  
 ② 発行済株式の総数 3,568,000株（自己株式583,731株を含む）  
 ③ 当事業年度末の株主数 366名（前期末比11名減）  
 ④ 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
畑 中 千 弘	941,400株	29.11%
伊 藤 泰 博	354,000	10.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	250,000	7.73
畑 中 浩 太 郎	200,000	6.18
畑 中 雄 介	200,000	6.18
伊 藤 友 紀	163,000	5.04
栗 岡 千 絵	163,000	5.04
伊 藤 花 枝	107,000	3.31
山 本 知 宏	80,000	2.47
イトーヨーギョー社員持株会	54,000	1.67

- (注) 1. 上記の日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）は、当社の株式を従業員に給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的とした「株式給付型ESOP信託」（以下、「ESOP信託」と言う）を導入したことによるものであります。  
 2. 持株比率は、自己株式（583,731株）のうち、ESOP信託所有自己株式（250,000株）を除く、当社所有自己株式（333,731株）を控除して計算し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

特記すべき事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	畑 中 浩	営業本部長
取 締 役	霞 良 治	管理部長
取 締 役	神 代 丈 生	開発本部長 兼 技術開発部長 兼 生産技術部長
監 査 役 (常勤)	丸 山 義 仁	
監 査 役	藤 原 敬 三	税理士
監 査 役	喜 多 秀 樹	弁理士

- (注) 1. 監査役藤原敬三及び喜多秀樹の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役藤原敬三氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、大阪証券取引所に独立役員として届け出ております。

##### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役	3人	42,300千円	
監 査 役 (うち社外監査役)	3人 (2人)	7,392千円 (2,400千円)	
計	6人	49,692千円	

- (注) 1. 株主総会の決議(平成7年2月24日)による取締役報酬限度額は年額200,000千円であります。
2. 株主総会の決議(平成12年2月24日)による監査役報酬限度額は年額20,000千円であります。

##### (3) 社外役員に関する事項

###### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外監査役藤原敬三及び喜多秀樹の両氏は、いずれも重要な兼職はありません。

###### ② 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	藤 原 敬 三	病気療養のため、当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の約2割に出席いたしました。なお、欠席した取締役会及び監査役会については、会議の決議事項等について説明を受け、内容の把握に努めており、必要に応じて、会社経営の観点から有用な助言を行っております。
監 査 役	喜 多 秀 樹	当事業年度に開催された取締役会の約9割及び監査役会のすべてに出席いたしました。取締役会においては適宜、発言及び質問を行っております。監査役会においては、会社経営の観点から有用な発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

清和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 報酬等の額	14,000千円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

特記すべき事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法等の法令に違反・抵触し、又は、会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合、解任又は不再任の決定をする方針としております。

また、会計監査人の継続監査年数等を勘案して、再任若しくは不再任の決定を行います。

## 6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

### ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会等の議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会規程及び文書管理規程に基づき保存・管理を行っております。

### ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理の基本方針は、「リスクの発生をできる限り予防する」と「リスクが発生した場合は速やかに適切な対応をとる」であり、当社及び当社グループ会社の経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とし、取締役、監査役、顧問弁護士等のメンバーを直ちに招集し、迅速に必要な初期対応を行い、損害・影響等を最小限にとどめる体制の整備に努めております。

### ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役3名という少人数の構成により、正確な情報の把握と迅速な意思決定に重点を置いた経営を行っております。取締役会は経営の基本方針、法令で定められた事項その他経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督等を行っております。また、3カ年の中期経営計画及び各年度の予算を編成することにより全社的な目標を設定し、その達成に向けて各部署において具体策を立案・実行しております。

### ④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、代表取締役社長が月例の朝礼その他機会のあるごとに繰り返し会社の制定した経営姿勢・行動規範を役職員に伝えることにより、コンプライアンスに対する意識の醸成を図っております。

### ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には、現在子会社及び親会社は存在していませんが、今後分社化等により、子会社が発生した場合は、役員の派遣を行うことに加え、定期的な業務執行状況・財務状況の報告を徴収することにより、グループとしての一体感の醸成と情報を共有化することによりしております。

### ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の企業規模から判断して、特に監査役の補助使用人は設置していません。

### ⑦ 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の補助使用人を設置していないことから、その独立性に関する定めはありません。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する事項  
取締役及び使用人は、当社及び当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他重大な法令違反に当たる事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとしております。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役会、監査室及び会計監査人とは、必要の都度意見及び情報の交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。
- ⑩ 財務報告に係る内部統制の強化  
金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制の整備に関し、財務報告の信頼性の確保及び資産の保全を達成するために、「統制環境」「リスクの評価と対応」「統制活動」「情報と伝達」「モニタリング（監視活動）」「IT（情報技術）への対応」の6つの基本的要素を業務に取り込み、当社内のすべての者によって遂行されるプロセスを確立します。  
これらを具体的に実施するに当たり、必要な体制を整備し運用します。

---

本事業報告中の記載金額及び株数は、表示の数値未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,827,559</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>505,526</b>
現 金 及 び 預 金	729,470	支 払 手 形	299,075
受 取 手 形	383,166	買 掛 金	82,759
売 掛 金	308,007	未 払 金	50,252
完 工 事 未 収 入 金	34,740	工 事 未 払 金	14,277
商 品 及 び 製 品	329,072	未 払 法 人 税 等	3,245
未 成 工 事 支 出 金	965	繰 延 税 金 負 債	479
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	35,714	未 払 費 用	10,057
前 渡 金	787	預 り 金	15,016
前 払 費 用	5,226	リ ー ス 債 務	2,331
そ の 他	4,832	完 成 工 事 補 償 引 当 金	267
貸 倒 引 当 金	△4,423	賞 与 引 当 金	20,983
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,079,578</b>	そ の 他	6,782
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,435,840</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>304,709</b>
建 物	205,905	長 期 未 払 金	123,000
構 築 物	50,197	繰 延 税 金 負 債	69,190
機 械 装 置	32,538	退 職 給 付 引 当 金	93,741
車 両 運 搬 具	222	リ ー ス 債 務	5,666
工 具、器 具 及 び 備 品	15,136	そ の 他	13,110
土 地	1,104,395	<b>負 債 合 計</b>	<b>810,236</b>
リ ー ス 資 産	7,503	<b>純 資 産 の 部</b>	
建 設 仮 勘 定	19,942	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,086,576</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,381</b>	資 本 金	500,000
ソ フ ト ウ ェ ア	562	資 本 剰 余 金	249,075
電 話 加 入 権	818	資 本 準 備 金	249,075
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>642,356</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>2,650,459</b>
投 資 有 価 証 券	55,392	利 益 準 備 金	61,400
関 係 会 社 株 式	52,518	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,589,059
破 産 更 生 債 権 等	38,766	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	125,649
長 期 前 払 費 用	2,789	別 途 積 立 金	1,920,000
投 資 不 動 産	515,679	繰 越 利 益 剰 余 金	543,410
そ の 他	15,976	<b>自 己 株 式</b>	<b>△312,957</b>
貸 倒 引 当 金	△38,766	評 価 ・ 換 算 差 額 等	10,324
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,324
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,907,137</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,096,901</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>3,907,137</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成24年4月1日  
至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,391,744
売 上 原 価		1,496,521
売 上 総 利 益		895,223
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		858,975
営 業 利 益		36,247
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,218	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	1,682	
為 替 差 益	723	
貸 倒 引 当 金 戻 入	161	
役 員 報 酬 返 納 額	1,346	
そ の 他	3,515	8,647
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	539	
そ の 他	376	915
経 常 利 益		43,979
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	285	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額	29,040	29,325
特 別 損 失		
た な 卸 資 産 除 却 損	32	
固 定 資 産 売 却 損	911	
訴 訟 関 連 損 失	28,386	
そ の 他	10,179	39,509
税 引 前 当 期 純 利 益		33,795
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,949	
法 人 税 等 調 整 額	△503	1,445
当 期 純 利 益		32,349

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 平成24年4月1日)  
(至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金					利 益 合 計
		資 準 備 金	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			繰 越 利 益 金	
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 積 立 金	途 金		
当 期 首 残 高	500,000	249,075	61,400	126,470	1,920,000	525,160	2,633,030	
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当						△14,921	△14,921	
当 期 純 利 益						32,349	32,349	
固定資産圧縮積立金の取崩				△821		821	—	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計				△821		18,249	17,428	
当 期 末 残 高	500,000	249,075	61,400	125,649	1,920,000	543,410	2,650,459	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△312,957	3,069,148	1,367	1,367	3,070,516
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△14,921			△14,921
当 期 純 利 益		32,349			32,349
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			8,956	8,956	8,956
当 期 変 動 額 合 計		17,428	8,956	8,956	26,385
当 期 末 残 高	△312,957	3,086,576	10,324	10,324	3,096,901

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価額に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

##### ① 商品・製品・原材料

総平均法による原価法

##### ② 未成工事支出金

個別法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) リース資産以外の有形固定資産(投資不動産を含む)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 4年～50年

機械及び装置 9年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

#### (2) リース資産以外の無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (4) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 完成工事補償引当金

請負工事の補修による費用支出に備えるため、保証期間内の補修費用見込み額に基づき計上しております。

#### (3) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法〔「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第36項第3号〕、年金資産の期末時価及び当事業年度末における株式給付規程に基づく期末勤務ポイントに基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

売上上の計上基準は、原則として出荷基準によっておりますが、建築設備室の売上は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

また、商品のうち輸入機械の据付工事を含む契約については、据付完了時点で売上を計上しております。

### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

### 6. 会計方針の変更

#### (減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる損益に与える影響額は軽微であります。

### 7. 表示方法の変更

#### (貸借対照表)

前事業年度において区分掲記しておりました「仮払金」（当事業年度 79千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

#### (損益計算書)

前事業年度において区分掲記しておりました「営業外費用」の「減価償却費」（当事業年度 124千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建	物	78,136千円
土	地	220,257千円
計		298,394千円

(2) 担保に係る債務 一千円

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

(1) 有形固定資産 3,329,190千円

(2) 投資不動産 554,446千円

3. 事業年度末日満期手形

事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当事業年度末日は金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形が事業年度末残高に含まれております。

受取手形 27,485千円

支払手形 4,669千円

4. 貸出コミットメント契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関1行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入金実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメント総額 200,000千円

借入金実行残高 一千円

差引残高 200,000千円

5. 財務制限条項

コミットメント契約には財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合は、貸付人の請求により、直ちにその債務全額を返済することになっております。

(1) 借入人は、平成25年3月決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成24年3月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額の75%以上に維持すること。

(2) 借入人は、平成25年3月決算期の末日における借入人の単体の損益計算書及び単体のキャッシュ・フロー計算書において、以下の計算式の基準値が0未満とならない状態を維持すること。

基準値＝経常損益＋減価償却費

## (損益計算書に関する注記)

たな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売 上 原 価

△960千円

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株 式 数(株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数(株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数(株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数(株)
普 通 株 式	3,568,000	—	—	3,568,000

### 2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株 式 数(株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数(株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数(株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数(株)
普 通 株 式	583,731	—	—	583,731

(注) 当社は、平成23年11月25日開催の取締役会において、「株式給付型ESOP信託」を導入することを決議いたしました。この導入に伴い、平成23年12月16日付で日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が当社株式を250,000株取得しております。なお、平成25年3月31日現在において信託口が所有する当社株式250,000株を自己株式に含めて記載しております。

### 3. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	16,171	5	平成24年 3月31日	平成24年 6月29日

(注) 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)に対する配当金1,250千円を含んでおります。

#### (2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	22,639	7	平成25年 3月31日	平成25年 6月28日

(注) 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)に対する配当金1,750千円を含んでおります。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主にコンクリート製品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金のうち自己資金でまかなえない部分は金融機関、あるいは資本市場より調達することとしております。一時的な余資は定期預金等、安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。デリバティブ取引はリスク回避する手段に限定して利用することとし、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携、あるいは資本提携等を目的とする株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品及び原材料等の輸入に伴う外貨建ての債務があり、為替の変動リスクに晒されております。外貨調達は実需の範囲内で必要都度、機動的に行っております。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。なお、決算期末日現在デリバティブ取引に該当する取引はありません。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引権限を定めた社内規程に則り、各事業部門及び管理部が主体となって主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての仕入債務について、月次で通貨別に行替の変動リスクは把握しつつ実需の範囲で必要最小限を調達するポジションを維持し、為替相場に対してはニュートラルな姿勢で対応することとしております。なお当社は決算期末日現在外貨建ての売掛債権はありません。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき経理室が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の2か月分相当に維持すること、また、金融機関からのコミットメントラインの取得などによる資金調達手段の多様化などにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

科目	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	729,470	729,470	—
(2) 受取手形	383,166	383,128	△37
(3) 売掛金	308,007	304,726	△3,280
(4) 完成工事未収入金	34,740	34,740	—
(5) 投資有価証券			
① その他有価証券	52,392	52,392	—
(6) 破産更生債権等	38,766		
貸倒引当金（※1）	△38,766		
	—	—	—
資産計	1,507,776	1,504,458	△3,318
(1) 支払手形	299,075	298,759	△315
(2) 買掛金	82,759	82,759	—
(3) 工事未払金	14,277	14,277	—
(4) 未払金	50,252	50,191	△60
(5) 長期未払金	123,000	114,947	△8,052
負債計	569,365	560,935	△8,429

（※1）破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及びに有価証券に関する事項

(1) 資産

① 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 受取手形、③ 売掛金、④ 完成工事未収入金

時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

⑤ 投資有価証券

時価の算定方法は、取引所の価額によっております。

また、その他有価証券において、種類ごとの取得価額、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	取得価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの	(1) 株式	15,490	27,212	11,722
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	15,490	27,212	11,722
貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの	(1) 株式	21,561	20,191	△1,369
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	5,016	4,988	△28
	小計	26,577	25,179	△1,397
合計		42,068	52,392	10,324

⑥ 破産更生債権等

時価は、帳簿価額から個別貸倒引当金を控除した額により算定しております。

(2) 負債

① 支払手形、② 買掛金、③ 工事未払金、④ 未払金、⑤ 長期未払金

時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来のキャッシュ・フローを、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

科目	区分	貸借対照表計上額
投資有価証券(※1)	非上場株式	3,000
関係会社株式	非上場株式	52,518

(※1) 市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

### (賃貸等不動産に関する注記)

#### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、大阪府、兵庫県及び岡山県において、賃貸用オフィスビル、賃貸用商業施設、賃貸用住宅、賃貸用駐車場を有しております。

#### 2. 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

	貸借対照表計上額			決算日における 時価
	当事業年度期首 残高	当事業年度 増減額	当事業年度末 残高	
遊休地	542,906	△7,482	535,423	879,856
オフィスビル	254,868	△1,517	253,351	132,652
商業施設	36,295	△2,780	33,515	58,048
住宅	190,977	△10,239	180,738	273,714
駐車場	48,131	△56	48,074	46,489
合計	1,073,178	△22,076	1,051,102	1,390,761

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

#### 2. 主な変動

減 少 遊休資産の土地を売却 7,300千円

減価償却の進行 14,593千円

3. 当事業年度の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に準ずる評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

#### 3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、30,801千円であります。なお、賃貸収益は売上高、主な賃貸費用は売上原価に計上しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

欠損金	357,856千円
未払役員退職金	48,398千円
賞与引当金	7,975千円
たな卸資産評価損	13,365千円
退職給付引当金	33,409千円
貸倒引当金	10,248千円
固定資産減損損失	21,301千円
投資有価証券評価損	24,555千円
その他有価証券評価差額金	473千円
その他	3,886千円
繰延税金資産小計	<u>521,470千円</u>
評価性引当額	<u>△521,470千円</u>
繰延税金資産合計	<u>一千円</u>
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	<u>△69,670千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△69,670千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△69,670千円</u>

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

特記すべき事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
個人主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	神戸設備工業株式会社	神戸市灘区	20,000	給排水衛生設備及び冷暖房空調設備の設計・販売・保守	個人主要株主が100%を直接所有	—	友田町ビルに貸借に係る敷金の返還請求放棄	28,386	—	—

(注) 1. 友田町ビル賃貸に係る敷金の返還請求放棄についての概要は以下のとおりであります。

当社は、平成4年より賃借してきた友田町ビル（貸借人 神戸設備工業株式会社（以下、「控訴人」と言う））を平成23年4月30日付で退去すべく、平成22年7月23日付で、控訴人に対して本件賃貸借契約を更新しない旨の意思表示を行ったところ、同社は、当社の更新拒絶に特約違反や信義則違反があったとして、平成23年3月15日付で、当社に対し金500,000千円の損害賠償などを求める訴訟を提起いたしました。その後、控訴人は、平成24年6月28日付で、請求金額を金203,458千円に減縮する訴え変更の申し立てを行いました。当社が、訴え変更の前後を問わず、控訴人の請求を全面的に争ってまいりました。

他方、当社も控訴人に対して、本件賃貸借契約に伴って差し入れた敷金28,386千円の返還を求める反訴を提起しておりましたが、控訴人も、当社の請求を全面的に争ってまいりました。

平成24年10月11日、大阪地方裁判所において、控訴人の当社に対する本訴請求を棄却するとともに、当社の控訴人に対する反訴請求を認容する判決が言い渡されましたが、当該判決を不服とした控訴人が、平成24年10月24日、大阪高等裁判所に対して控訴を提起いたしました。

当社は、控訴人の控訴をいずれも棄却するよう求めておりましたが、大阪高等裁判所から和解の勧告がなされたことから、その是非について検討しました結果、本件訴訟は訴え提起から既に2年近くが経過している上に、訴訟を継続した場合に要する時間及び費用等を総合的に勘案すると、裁判所による和解案を受け入れ、早期に抜本的な解決を図ることが得策であるとの判断に至り、平成25年2月25日付で訴訟上の和解を成立させるに至ったものであります。

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,037円74銭  
1株当たり当期純利益 10円84銭

(注) 「1株当たり純資産額」を算定するための自己株式数、「1株当たり当期純利益」を算定するための期中平均自己株式数につきましては、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する当社株式を含めております。

(重要な後発事象に関する注記)

特記すべき事項はありません。

## (その他の注記)

1. 当社は、平成23年11月25日開催の取締役会において、新しい福利厚生サービスとして、当社の株式を従業員に給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的に「株式給付型ESOP信託」を導入することを決議いたしました。この導入に伴い、平成23年12月16日付で日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が当社株式を250,000株取得しております。  
当該株式給付型ESOP信託に関する会計処理については、経済的実態を重視する観点から、当社と信託口は一体であるとする会計処理をしており、信託口が所有する当社株式や信託口の資産及び負債並びに費用及び収益については貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に含めて計上しております。このため、自己株式数については、信託口が所有する当社株式を自己株式数に含めて計上しております。  
なお、平成25年3月31日現在において信託口が所有する自己株式数は250,000株であります。
2. 記載金額は、表示の数値未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月9日

株式会社イトーヨーヨー  
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 南 方 美 千 雄 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公 認 会 計 士 坂 井 浩 史 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イトーヨーヨーの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月10日

株式会社イトーヨーギョー 監査役会

常勤監査役 丸山 義 仁 ㊞

監 査 役 藤 原 敬 三 ㊞

監 査 役 喜 多 秀 樹 ㊞

(注) 監査役藤原敬三及び監査役喜多秀樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績の状況及びキャッシュフローの安定、将来の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金7円 総額22,639,883円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成25年6月28日

### 第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 藤原敬三氏は辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、藤原信介氏は藤原敬三氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款第35条の定めにより辞任される監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は、次のとおりであります。

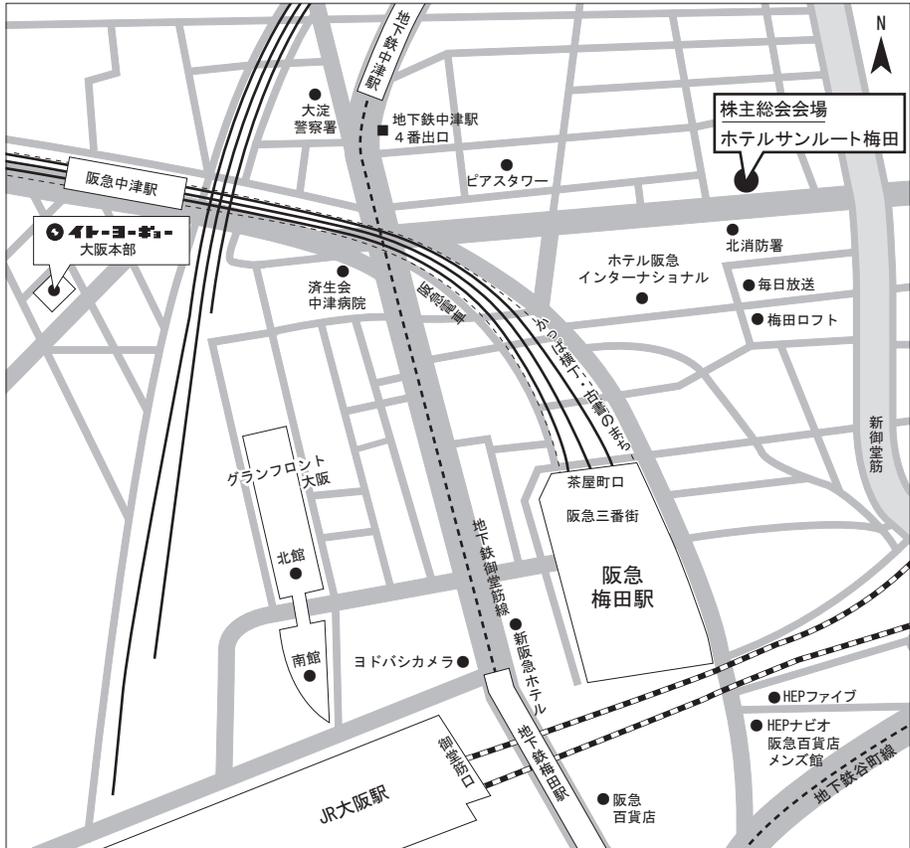
氏名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
ふじはら しんすけ 藤原信介 (昭和46年12月9日生)	平成8年4月 藤原敬三税理士事務所入所 平成14年4月 税理士登録 藤原信介税理士事務所開設	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤原信介氏が監査役に選任された場合の任期は、辞任する藤原敬三氏の任期が満了する時(平成28年開催予定の第67回定時株主総会の終結の時)までであります。
3. 藤原信介氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。なお、当社は藤原信介氏を大阪証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届ける予定であります。
4. 藤原信介氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与されたご経験はありませんが、長年にわたり税理士として税務に携わってこられたご経験を通じて培ってこられた財務及び会計に関する高度な知見からの視点に基づき社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 藤原信介氏の選任が承認された場合、当社は定款第42条の定めに基づき、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市北区豊崎三丁目 9 番 1 号  
ホテルサンルート梅田 本館 2 階「陽光の間」  
電話 06 (6373) 1111



## [交通のご案内]

- 地下鉄御堂筋線「中津駅」4番出口より徒歩約3分、「梅田駅」より徒歩約10分
- 阪急電車「梅田駅」茶屋町口より徒歩約5分
- JR「大阪駅」御堂筋口より徒歩約10分

※駐車場はご用意いたしておりませんので、公共交通機関をご利用ください。